

は　じ　め　に

少子高齢化・人口減少の本格化、経済のグローバル化など、我が国の社会経済情勢は大きな変革の時期を迎えています。

このような中、豊かで活力ある社会を築いていくためには、女性と男性が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現することが極めて重要です。

平成11年6月に、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づける「男女共同参画社会基本法」が施行され、11年が経過しました。これまでの間、社会のあらゆる分野において男女共同参画推進の取組がなされてきましたが、より一層の取組が求められている状況です。

国においては、本年12月に「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や男性、子どもにとっての男女共同参画など15の重点分野について施策の基本的方向及び具体的施策が示されました。

本県においても、平成15年3月に制定した「宮崎県男女共同参画推進条例」及び平成19年3月に策定した「みやざき男女共同参画プラン（改訂版）」に基づき、男女共同参画推進の施策を総合的かつ計画的に推進しているところです。

この調査は、男女平等や女性の人権、家庭・地域生活などに対する意識と実態を把握し、男女共同参画社会づくりに向けた施策の一層の推進を図るための基礎資料を得ることを目的として実施いたしました。この調査結果が、関係機関、団体等をはじめ、県民の皆様に広く御活用され、男女共同参画社会実現への一助となれば、幸いに存じます。

終わりに、調査の実施に当たりまして、御協力いただきました県民の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後とも男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年12月

宮崎県県民政策部長　山下　健次